

虐待のシグナル

- * たたく音や叫び声が聞こえる
- * 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- * 不自然な傷が多い、打撲のあとがある
- * 表情が乏しい
- * おどおどしている
- * 身体に触られることを異常に怖がる
- * 親を避けようとする
- * 常におなかをすかせ、食べさせようとする
- * 隠すようにしてがつつ食べる
- * 落ち着きがなく乱暴になる
- * 不自然な時間の徘徊が多い、夜おそくまで一人で遊んでいる
- * うそ、万引き、家出などの問題行動をくり返す
- * 年齢にそぐわない性的な言動がある
- * むし歯の放置

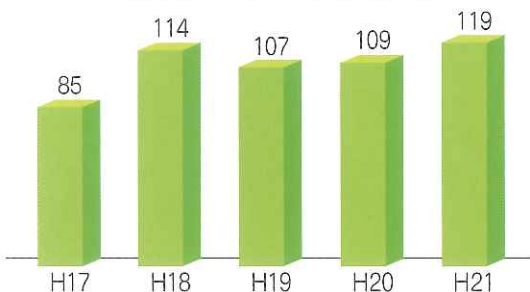


(佐賀県庁ホームページより一部改編)

虐待が疑われるような状況を連絡(通告)することは、子どもを守るためのもので、「守秘義務」違反にはなりません。

佐賀県の児童相談所における児童虐待に関する相談件数等

●虐待に関する処理件数の推移●



発生は、もっと多数予測されます。

「あなた」の実行が子どもを守る

子どもを虐待から守るためには、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいいたら、すぐに最寄りの児童相談所や福祉事務所に連絡(通告)してください。



児童相談所 全国共通ダイヤル
TEL.0570-064-000
佐賀県中央児童相談所
TEL.0952-26-1212

365日
24時間
対応

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
通告は義務=権利
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳
子どもの立場で判断
- 3 ひとりで抱え込まない
あなたにできることから即実行
- 4 親の立場より子どもの立場
子どもの命が最優先
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる
特別なことではない

佐賀県歯科医師会 発行

〒840-0045 佐賀県佐賀市西田代2-5-24
TEL.0952-25-2291 FAX.0952-22-7586
e-mail kensikai@po.bunbun.ne.jp
http://www.saga-dental.or.jp



かばいおいしか!9

一緒に守ろう

気づいて!口の中から見える児童虐待

子どもの笑顔



虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。子どもを虐待から守るためにできることは「あなた」と「関係機関」の連携です。「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります。

社団法人 佐賀県歯科医師会

児童虐待とは…

身体的虐待

なぐる、ける、やけどを負わせる、溺れさせる など



性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など



心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い など



ネグレクト

家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、むし歯の放置 など



これも児童虐待に 当たります

- * 保護者以外の同居人による虐待を放置すること(ネグレクト)
- * 子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと(心理的虐待)



児童相談所・福祉事務所



保育所・幼稚園



保健所・保健センター



学校



医療機関



警察



地域の住民



児童福祉施設



子育ての支援センター



民生・児童委員



民間の相談機関

「あなた」が ネットワークの一員です

ひとりで、また一つの機関では、
子どもを虐待から守ることはできません。
常に子どもを中心に考え
「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら
「あなた」の役割を実行してください。

医療放棄・育児放棄(ネグレクト)を受けている子どもたち(とくに乳幼児)は、むし歯を放置していて歯科治療を受ける機会が少ない。ただし、乳幼児健診や保育所・幼稚園、学校の歯科健診で発見されることが多い。

健診や治療では、意識を持って子どもたちと接して、何かあれば市町村の福祉課、学校や保健所に速やかに連絡することが大切です。